

埼玉学園大学大学院学則

平成22年 2月23日制定	平成24年 2月27日改正
平成24年 2月27日改正	平成25年 2月26日改正
平成25年11月19日改正	平成26年 2月25日改正
平成27年 2月10日改正	平成29年 2月21日改正
平成30年 2月13日改正	令和元年10月16日改正
令和 3年 3月 9日改正	令和 4年 2月15日改正
令和 5年 2月14日改正	令和 6年 2月26日改正
令和 7年 3月 4日改正	

第1章 総 則

(目的)

第1条 埼玉学園大学大学院(以下「大学院」という。)は、学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、わが国の文化の発展へ貢献することを期する。

(修士課程及び博士前期課程の目的)

第1条の2 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を培うものとする。

(博士後期課程の目的)

第1条の3 博士後期課程は、専攻分野について自立して研究活動を行い、又は高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検、評価)

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本大学院は、前条第1項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、7年ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。
- 3 点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 組織

(研究科及び学生定員)

第3条 大学院に、次の表に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	修士
経営学研究科	経営学専攻	博士(前期) 博士(後期)

- 2 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。
- 3 研究科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程	
		博士前期課程 入学定員	博士前期課程 収容定員	博士後期課程 入学定員	博士後期課程 収容定員
心理学研究科	臨床心理学専攻	10人	20人	—	—
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	5	10	—	—
経営学研究科	経営学専攻	10	20	3人	9人
	合計	25	50	3	9

(教育研究上の目的)

- 第4条 心理学研究科臨床心理学専攻においては、人間の内面についての深い理解と科学的思考を身に付け、臨床的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する。
- 2 子ども教育学研究科子ども教育学専攻においては、学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに顕在化する多様な学校教育課題に、教育学的内容知識をもとに課題を正確に捉え分析し、解決方策を構築し、それを実践知力まで高め、その実践結果を評価・改善し、理論化するという研究能力と実践理論を身につけた人材を養成する。
- 3 経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)においては、論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性をもち、専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び国際的経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材の養成を教育研究上の目的とする。
- 4 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)においては、博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、教育研究上の必要がある場合は博士前期課程の修業年限を研究科委員会の議を経て、3年とすることができる。

3 修士課程及び博士前期課程において、特に優れた研究成果をあげた場合は、研究科委員会の議を経て、1年間とすることができる。ただし、博士前期課程1年で修了した者の博士後期課程の修業年限は、2年間以上を必要とする。

4 第30条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位(第11条により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(在学年限)

第6条 修士課程及び博士前期課程の在学年限は4年を限度とする。ただし前条第2項の規定により修業年限が3年となった場合は6年を限度とする。

2 博士後期課程の在学年限は6年を限度とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

春期 4月1日から9月20日まで

秋期 9月21日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学の創立記念日

春季休業日 3月15日から4月4日まで

夏季休業日 8月1日から9月20日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業、実習等を行うことがある。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学期の始めとする。

(修士課程及び博士前期課程への入学資格)

第11条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者

(6) 指定された専修学校の専門課程を修了した者

(7) 旧制学校等を修了した者

(8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本研究科が認めた者

(10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの者で、22歳に達したもの

(博士後期課程への進学資格)

第 11 条の 2 本学の博士後期課程への進学資格者は、本学の博士前期課程を修了して引き続き本学の博士後期課程に進学することを願い出した者とし、選考の上、研究科委員会の議を経て進学を許可する。

2 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(博士後期課程への入学資格)

第 11 条の 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学院の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

(入学の出願)

第 12 条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 13 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 14 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第 15 条 本大学院に再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(退 学)

第 16 条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 17 条 病気その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当ないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を越えることができない。

3 休学の期間は第 6 条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第 20 条 他の大学院へ転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 21 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 5 条の修業年限に算入することができる。

(除 籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第23条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 研究指導は、大学院が適格と認めた教員(以下「指導教員」という。)が行うものとする。

3 授業科目及び単位等は、別表第Iのとおりとする。

(授業方法)

第23条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業日数)

第24条 1年間の授業日数は、35週にわたり210日を原則とする。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第25条の2 心理学研究科修士課程においては、別表第Iに定める履修方法により43単位以上、子ども教育学研究科修士課程及び経営学研究科博士前期課程においては、別表第Iに定める履修方法により30単位以上を修得しなければならない。

2 経営学研究科博士後期課程においては、別表第Iに定める履修方法により12単位以上を修得しなければならない。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第27条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C及びDの5段階で表し、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

(他大学院における授業科目の履修等の取扱い)

第28条 修士課程及び博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したとみなす単位は、15単位を超えないものとする。

(他大学院における研究指導等の取扱い)

第29条 修士課程及び博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議に基づき、学生が他大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、通算して1年を超えないものとする。

2 前項の規定により他大学院等で受けた研究指導は、本大学院で受けた研究指導の一部としてみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第30条 修士課程及び博士前期課程において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したとみなす単位は、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第28条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第30条の2 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 子ども教育学研究科において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第IIのとおりとする。

3 教育職員免許課程については、別に定める。

第6章 修了及び学位

(課程修了の要件及び認定)

第31条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、第5条第1項及び第2項に規定する標準修業年限以上在学し、心理学研究科修士課程においては43単位以上、子ども教育学研究科修士課程及び経営学研究科博士前期課程においては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ、修士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了認定する。ただし、在学期間に關しては、優れた研究成果をあげたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば、足りるものとする。

- 2 経営学研究科博士前期課程の目的に応じて研究科委員会において適當と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって、修士論文審査に代えることができる。
- 3 博士後期課程を修了するためには、第5条第2項に規定する標準修業年数以上（第5条第3項ただし書に規定する者は当該年数以上）在学し、当該専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ、修士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了認定する。
- 4 論文審査及び最終試験については、別に定める。

（学位授与）

第32条 学長は、前条の規定により修了認定した者に対し、次の学位を授与する。

心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	修士（教育学）
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学） 博士（経営学）

- 2 その他学位に関する事項は、埼玉学園大学学位規程の定めるところによる。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

（授業料等の額）

第33条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用の額は、別表第IIIのとおりとする。

（授業料の納入期）

第34条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

春期	納期	4月中
秋期	納期	9月中

（退学及び停学の場合の授業料）

第35条 学期の中途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第36条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

（復学の場合の授業料）

第37条 学期の中途中において復学した者は、復学した月から当該末期までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

（学年の中途で卒業する場合の授業料）

第38条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。
(入学料及び授業料等の免除等)

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他特別な事情があると認める場合は、入学料、授業料及びその他の費用の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

- 2 入学料、授業料及びその他の費用の免除等に關し必要な事項については別に定める。

（納付した授業料等）

第40条 納付した検定料、入学料、授業料及びその他の費用は原則として返付しない。

（科目等履修生等の授業料等）

第41条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生の検定料、入学料、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第8章 教員組織

（研究科長）

第42条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科を代表し研究科に関する学務を統括する。
- 3 研究科長は、別に定めるところにより選考する。

（専攻主任）

第42条の2 専攻に、専攻主任を置くことができる。

（教員組織）

第43条 本大学院の授業及び研究指導は、本学の教授、准教授及び講師のうちから、担当する資格を有する教員が行う。

- 2 前項のほか、必要に応じて兼任の教員に委嘱して授業を担当させることができる。

第9章 研究科委員会等 (研究科委員会)

第44条 研究科に研究科委員会を置く。

(研究科委員会の構成)

第45条 研究科委員会は、学長及び研究科を担当する教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合は研究科を担当する准教授、講師及びその他の職員を出席させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、研究科委員会に前項以外の教職員を加えることができる。

(その他)

第46条 本章に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(大学院委員会)

第46条の2 本大学院に、大学院の運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、各研究科長、事務局長及び学長が指名した者をもって組織する。

3 大学院委員会に関し必要な事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 本大学院において特定の授業科目を科目等履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第49条 本大学院において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項については、別に定める。

(委託生)

第50条 本大学院において国、地方公共団体、会社その他の諸団体からの委託に基づき、研究等を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障がない限りにおいて選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関し必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項については、別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲 戒)

第53条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、研究科委員会の議を経て修業年限に算入することができる。

5 第2項に掲げる懲戒の処分の手続きについては、別に定めるところによる。

附 則

この大学院学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、平成 24 年度入学生から適用し、平成 23 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、平成 25 年度入学生から適用し、平成 24 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、平成 26 年度入学生から適用し、平成 25 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、平成 29 年度入学生から適用し、平成 28 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。
- 3 改正後の別表第 III は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。

附 則

この大学院学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、令和 2 年度入学生から適用し、令和元年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 2 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、令和 4 年度入学生から適用し、令和 3 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 27 条は、令和 5 年度在学生から適用する。ただし、令和 4 年度までの成績評価については、素点が 90 点以上の場合の成績評価を「S」として取り扱うこととする。
- 3 改正後の別表第 I は、令和 5 年度入学生から適用し、令和 4 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 I は、令和 6 年度入学生から適用し、令和 5 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第Ⅰ 授業科目及び単位数

【心理学研究科臨床心理学専攻修士課程】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基幹科目群	臨床心理学特論Ⅰ	1	2			必修科目 33 単位を含め、43 単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
	臨床心理学特論Ⅱ	1	2			
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1	2			
	臨床心理面接特論Ⅱ	1	2			
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1	2			
	臨床心理査定演習Ⅱ	1	2			
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	1			
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	1			
	心理実践実習A	1	2			
	心理実践実習B	1	2			
基礎科目群	心理実践実習C	2	1			心理実践実習 A・B・C および臨床心理実習 I (心理実践実習D) の総時間は 450 時間以上とする。
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習D）	2	5			
	臨床心理実習Ⅱ	2	1			
	データ解析法特論	1・2		2		
	臨床心理学研究法特論	1・2		2		
発展科目群	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2		心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）の精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）の犯罪・非行心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）の健康心理実践特論（心の健康教育に関する理論と実践）の心理療法特論の障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）の学校臨床心理学特論のグループ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）の産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2		
	犯罪・非行心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2		
	健康心理実践特論（心の健康教育に関する理論と実践）	1・2		2		
	心理療法特論	1・2		2		
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2		
	学校臨床心理学特論	1・2		2		
	グループ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2		2		
	産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2		
研究指導	特別課題研究Ⅰ	1	4			
	特別課題研究Ⅱ	2	4			

【子ども教育学研究科子ども教育学専攻修士課程】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
子ども教育学基盤科目 子ども教育学講義科目	教育人間学特論	1		2		「子ども教育学講義科目」の 「子ども教育学基盤科目」から 4科目8単位以上を選択必修、 「教科・保育内容関連科目」から 2科目4単位以上を選択必修。
	子ども発達特論	1		2		
	学習心理学特論	1		2		
	発達障害支援特論	1		2		
	子どもと家庭支援特論	2		2		
	学校マネージメント特論	2		2		
	多文化子ども教育特論	2		2		
	教育方法学特論	1		2		
	教育実践研究特論	1		2		
	カリキュラム開発特論	1		2		
教科・保育内容関連科目	教育メディア特論	2		2		「子ども教育学演習科目」から 2科目4単位以上を修得。 子ども教育学講義科目及び 子ども教育学演習科目から 24単位以上を修得すること。 「研究指導」から6単位以上を 修得すること。
	子どもの言葉特論（幼稚園）	1		2		
	子どもの言葉特論（小学校）	1		2		
	子どもの環境特論	1		2		
	子どもの数・図形概念特論	1		2		
	子どもの科学認識特論	1		2		
	子どもの造形表現特論	1		2		
	子どもの音楽表現特論	1		2		
演習科目 子ども教育学	子どもと道徳特論	1		2		合計で30単位以上を修得し、 かつ、修士論文を提出し、その 審査及び最終試験に合格すること。
	小学校授業実地研究	1		2		
	幼児教育実地研究	1		2		
	教材・環境開発演習	2		2		
	いじめ・自殺・不登校問題演習	2		2		
研究指導	地域連携プロジェクト演習	2		2		
	教育課題研究Ⅰ	1	2			
	教育課題研究Ⅱ	1	2			
	教育課題研究Ⅲ	2	2			
	教育課題研究Ⅳ	2		2		

【経営学研究科経営学専攻博士前期課程】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経営分野	経営学特論	1・2		2		
	経営組織論特論	1・2		2		
	医療経済特論	1・2		2		
	ヘルスケアサービス・マネジメント特論	1・2		2		
	労務管理特論	1・2		2		
	地域企業論特論	1・2		2		
	国際経営特論	1・2		2		
	マーケティング特論	1・2		2		
	経営史特論	1・2		2		
	アジア経済事情特論	1・2		2		
会計・税務分野	会社法特論	1・2		2		
	財務会計特論	1・2		2		
	管理会計特論	1・2		2		
	国際会計特論	1・2		2		
	会計監査特論	1・2		2		
	簿記特論	1・2		2		
	経営財務特論	1・2		2		
	租税法特論	1・2		2		
	法人税法特論	1・2		2		
	所得税法特論	1・2		2		
	相続税法特論	1・2		2		
	消費税法特論	1・2		2		
金融分野	国際租税法特論	1・2		2		
	環境会計特論	1・2		2		
	金融論特論	1・2		2		
	国際金融論特論	1・2		2		
評価システム	貨幣論特論	1・2		2		
	証券市場特論	1・2		2		
評価システム	リスク・マネジメント特論	1・2		2		
研究指導	研究指導 I	1	4			
	研究指導 II	2	4			

【経営学研究科経営学専攻博士後期課程】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経営分野	経営学特講	1・2・3		2		必修科目 6 単位を含め、12 単位以上を修得し、かつ、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
	経営組織論特講	1・2・3		2		
	ヘルスケアサービス・マネジメント特講	1・2・3		2		
	地域企業論特講	1・2・3		2		
	国際経営特講	2・3		2		
	経営史特講	1・2・3		2		
	マーケティング論特講	1・2・3		2		
	労務管理特講	1・2・3		2		
会計・税務分野	財務会計特講	1・2・3		2		必修科目 6 単位を含め、12 単位以上を修得し、かつ、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
	管理会計特講	1・2・3		2		
	国際会計特講	1・2・3		2		
	経営財務特講	1・2・3		2		
	租税法特講	1・2・3		2		
金融分野	貨幣論特講	1・2・3		2		
	金融論特講	1・2・3		2		
	国際金融論特講	1・2・3		2		
評価リスク分野	リスク・マネジメント特講	1・2・3		2		
研究指導	特別研究指導Ⅰ	1	2			
	特別研究指導Ⅱ	2	2			
	特別研究指導Ⅲ	3	2			

別表第Ⅱ

研究科	専攻	免許状の種類
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状

別表第Ⅲ

科 目	金 額 (円)	備 考
入 学 金	130,000	入学時のみ
授 業 料	600,000	年 額
施設設備資金	60,000	年 額
入 学 檢 定 料	30,000	